

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十年十二月一日

目次

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 二

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 三

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 四

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教育長の項に次の一号を加える。

八十五 教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号の公益法人をいう)、特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)及び移行法人(同法第二百二十三条第一項に規定する移行法人をいう。)に關すること(特例民法法人に關することにあつては、同法第四十七条に規定する行政庁が行うものに限る。)

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部一の項第二十六号中「第六十八条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十七条」を「第四十六条の四第六項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表職員厚生課の項第四号中「財団法人岐阜県職員互助会」の下に「（昭和五十九年三月三十一日に財団法人岐阜県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第六条の表研究開発課の項第七号中「財団法人岐阜県研究開発財団」の下に「（平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表国際課の項第十号中「財団法人岐阜県国際交流センター」の下に「（平成元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設立された法人をい

う。）」を加える。

第七条の表人づくり文化課の項第十一号中「財団法人岐阜県教育文化財団」の下に「（平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第八条第一項の表健康福祉政策課の項第十三号中「財団法人岐阜県健康長寿財団」の下に「（平成七年三月三十一日に財団法人岐阜県健康づくり財団という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表地域福祉国保課の項第十二号中「財団法人愛のともしび基金」の下に「（昭和五十一年三月十五日に財団法人愛のともしび基金という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第九条の表産業政策課の項第九号中「財団法人岐阜県産業経済振興センター」の下に「（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同項第十号中「財団法人岐阜県産業会館」の下に「（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県産業会館という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表モノづくり振興課の項第十一号中「財団法人セラミックパーク美濃」の下に「（平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同項第十二号中「財団法人飛騨地域地場産業振興センター」の下に「（昭和五十八年七月十二日に財団法人飛騨地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表情報産業課の項第三号中「財団法人ソフトピアジャパン」の下に「（平成六年三月三十一日に財団法人ソフトピアジャパンという名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表観光・ブランド振興課の項第八号中「社団法人岐阜県観光連盟」の下に「（平成四年六月二十五日に社団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第十条第一項の表農政課の項第十五号中「社団法人岐阜県農畜産公社」の下に「（昭和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同表農産園芸課の項第六号中「財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター」の下に「（平成三年四月一日に財団法人花の都ぎふ推進センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を加え、同表水産課の項第六号中「財団法人岐阜県魚苗センター」の下に「（昭和五十八年一月四日に財団法人岐阜県魚苗センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第十一条の表治山課の項第五号中「社団法人岐阜県森林公社」の下に「（昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。）」を、

「社団法人木曾三川水源造成公社」の下に「(昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曾三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十二条第一項の表建設政策課の項第十号中「財団法人岐阜県建設研究センター」の下に「(昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表河川課の項第十二号中「財団法人木曾三川水源地域対策基金」の下に「(昭和五十二年九月二十七日に財団法人木曾三川水源地域対策基金という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十三条の表下水道課の項第四号中「財団法人岐阜県浄水事業公社」の下に「(平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二二十四の項を次のように改める。

二十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下この項中「法」という。)

及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号。以下この項中「規則」という。)

の施行事務

- 1 法第十一条第一項本文の公益目的事業を行う都道府県の区域等の変更の認定
- 2 法第二十五条第一項の地位の承継の認可
- 3 法第二十八条第一項の勧告
- 4 法第二十八条第三項の命令
- 5 法第三十条第四項の公益目的取得財産残額等の通知
- 6 法第五十一条において準用する法第四十三条第一項本文及び第三項本文の諮問

1 知事決裁事項である法第四条の認定、法第二十九条第一項及び第二項の公益認定の取消し並びに部長専決事項を除く法及び規則の施行に関する事務

別表第二中三十三の項を三十四の項とし、二十五の項から三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この項中「法」という。)

一般

- 1 法第六十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる法第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第二項の解散法人の財産処分の許可
- 2 法第二百二十五条第一項の公益目的支出計画の変更の

1 知事決裁事項である法第四十四条の認定、法第四十五条の認可、法第九十六条第二項の解散の命令、法第九十九条第一項(法第三百三十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定又は認可の取消し及び法第三百三十

<p>社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十七号。以下この項中「令」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>		<p>認可 3 法第百二十九条 第一項の勸告 4 法第百二十九条 第二項の命令 5 法第百三十条の公益目的財産残額の帰属の承認 6 法第百三十八条 第二項において準用する法第百三十三条第二項本文、第三項本文（第三号を除く。）及び第四項本文の諮問</p>	<p>一条第一項前段の認可の取消し並びに部長専決事項を除く法第一章第四節、令及び規則の施行に関する事務</p>
--	--	--	---

別表第三人づくり文化課の表第三項部長専決事項の欄第五号中「第四十九条において準用する民法第五十六条」を「第四十条の三」に改める。
別表第三中小企業課の表三の項部長専決事項の欄第十一号中「第五十五条（法第五十八条第六項において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

各 現 地 機 関
行 中 一 般

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
第六条見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条中「公益法人等設立に許認可を要する関係法人」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十二月一日印刷
平成二十年十二月一日発行

発 行 者 岐 阜 県
岐 阜 市 藪 田 南 二 丁 目 一 番 一 号
岐 阜 県 庁

印 刷 者 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 飯 尾 寛
印 刷 所 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社
定 価 一 か 年 四 八、〇〇〇 円（送料共）（消費税二、二八六 円を含む。）